

令和7年 1 月 1 5 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 玉 置 幸 哉



出産育児一時金、葬祭費についての条例記述の改定について（答申）

令和6年11月1日付けで貴職から諮問を受けた出産育児一時金、葬祭費についての条例記述の改定について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

記

国民健康保険制度については、国の制度改定に伴う財政運営の安定化などを目的とした都道府県化が平成30年度から始まり、愛知県では財政運営の根幹である国民健康保険料（税）水準の完全統一をしていくため、「受益の公平性」の観点から出産育児一時金及び葬祭費の給付基準の統一を進めていくことになった。

具体的には、愛知県国保運営方針連携会議において、県内市町村の出産育児一時金及び葬祭費の条例記述の統一を目指すことが検討されることになり、犬山市を含む県内9市町に対して愛知県の給付基準に沿った改定が求められる予定である。

これらの状況を踏まえ、今回の諮問に対して次のとおりに改定することが適当と判断する。

1. 出産育児一時金についての条例記述の改定について

愛知県の給付基準に沿った改定をすることが適当と判断するが、現在、提示されている改定内容や時期について変更がある場合は、改めて当協議会に諮ること。

2. 葬祭費についての条例記述の改定について

愛知県の給付基準に沿った改定をすることが適当と判断するが、現在、提示されている改定内容や時期について変更がある場合は、改めて当協議会に諮ること。